

一般乗合旅客自動車運送事業の申請事項（案）



一般乗合旅客自動車運送事業とは

道路上で旅客運送をする行為は「道路運送法」により規程されています。

有償で旅客を乗せて運行を行うことは、道路運送法第3条「旅客自動車運送事業」にあたり、国土交通大臣の許可が必要です。

一般的に「路線バス」といわれているバスは、「一般乗合旅客自動車運送事業」にあたり、路線を定めて定期的に運行する自動車により不特定多数の旅客を乗り合わせて運送する事業のことをいいます。（西武バスもていーろーども、これに該当）

この事業を行うには、許可が必要となり、路線や運賃などを明記した申請書を作成しなければなりません。

今回、ていーワゴンについては、新たなルートを、ていーろーどとは別の車両で運行するため、この許可申請が必要となります。

「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可申請には一定の基準が定められていますが、地域の実情などに応じて、あらかじめ定められている基準が緩和される内容があり、地域公共交通協議会での合意をもって、条件緩和が認められます。



一般乗合旅客自動車運送事業における基準

運賃申請（道路運送法第九条）

第九条（前略）旅客の運賃及び料金（中略）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

- ・ てい一ワゴンにおける運賃は、100円/回とする。
- ・ 本協議会で議決されれば、届出を行えばよいこととなっている。



一般乗合旅客自動車運送事業における基準

乗車定員

(一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更許可申請等の審査基準について)

1. 許可 (道路運送法第4条第1項)

(3) 路線定期運行に係る事業計画等

②事業用自動車

(ハ) 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができる。

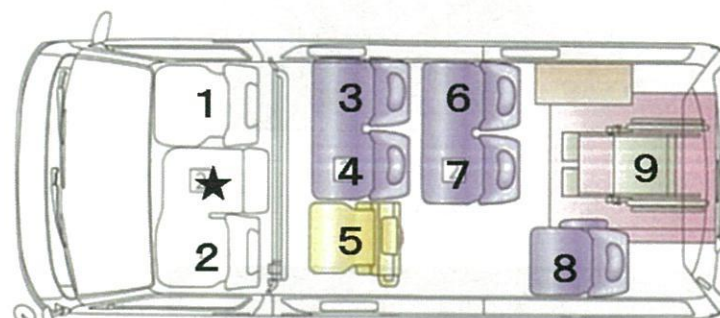
- ・ てい一ワゴンについては、乗車定員10人以下とする。(車両はハイエース)
- ・ 必要な輸送力は確保されるものと判断



一般乗合旅客自動車運送事業における基準

ていーワゴン乗車定員について

乗務員1名 + 乗客（健常者7名 + 車椅子1名） = 9名



★：料金箱

(参考) ていーワゴン同型車両



①車両正面



②車両側面



③車いすリフト



④車いすリフト（後方）



一般乗合旅客自動車運送事業における基準

(参考) ていーワゴン同型車両



⑤ 運転席、助手席



⑥ 2列目席



⑦ 2列目降車口側席 (折りたたみ状態)



⑧ 3列目席



一般乗合旅客自動車運送事業における基準

(参考) ていーワゴン同型車両



⑨車内天井部分



⑩車内後部から前方



⑪料金箱 (取付例)



⑫電動ステップ



⑬車いす固定装置



一般乗合旅客自動車運送事業における基準

最低車両数

(一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更許可申請等の審査基準について)

1. 許可 (道路運送法第4条第1項)

(3) 路線定期運行に係る事業計画等

③最低車両数

1 営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。

- ・ てい一ワゴンについては、各地域に1営業所1両を配置 (計3両)
- ・ 必要な輸送力は確保されるものと判断